

平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ フ コ
本 社 所 在 地 神奈川県横須賀市光の丘 5 番 3 号
コ ー ド 番 号 7 9 8 8 (東京証券取引所第 1 部)
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 利行
責 任 者 名 常務執行役員 最高財務責任者 本多 純二
(TEL 03-5476-4853)

役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対する、新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の第 64 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績達成度等に応じて、取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (4) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、「基本報酬」および「賞与」によって構成されます。

には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）(※) を対象として、(1) 各事業年度における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度、(2) 中期経営計画の最終事業年度における業績（ROIC）の目標値に対する達成度および(3) 役位に応じて、退任時に役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(※) 下記（4）第 2 段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する金額の上限および対象期間ごとに取締役等が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議いたします。

なお、下記（4）第 2 段落の信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社の取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ② 取締役等を退任していること (※)
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記（5）に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※) ただし、下記（4）第 2 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の取締役等として在任している者がいる場合には、その時点で本信託は終了し、取締役等を退任していないとしても、当該取締役等に対して当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成 28 年 8 月 22 日（予定）から平成 31 年 8 月 31 日（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3 年間）と同一期間だけ延長することがあります。ただし、かか

る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（5）取締役等に交付等が行われる当社株式の数

信託期間中の毎年6月に、(1)同年3月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度、(2)中期経営計画の最終事業年度における業績（ROIC）の目標値に対する達成度および(3)役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。付与されるポイントは、基準となる業績目標に対応する水準を100%として、80%から120%の範囲で変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等には、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、累積ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われます。

（6）本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に付与されるポイントの上限

信託期間中に当社が本信託へ拠出する信託金の上限金額は400百万円（※）といたします。

本株主総会では、対象期間ごとに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は101,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等を受けることができる株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかるポイントに相当する株式数の上限（101,000株）に服することになります。

※信託期間中の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

（7）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（8）取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退

任時に、退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(11) 信託終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時に剰余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成28年8月22日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成28年8月22日（予定）～平成31年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成28年8月22日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 400百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上